

# 介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開について

(2024年度 介護職員等処遇改善加算「見える化要件」)

2024年6月の介護報酬改定において今までの処遇改善加算の制度(処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算)が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、下記の要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)までを取得していること
- B 介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載を通じた見える化を行っていること

以上の要件に基づき、当法人における具体的な取り組み(賃金以外)について、以下の通り公表いたします。

## 【取得する加算】

- ・介護職員等処遇改善加算(I)

## 【職場環境要件の具体的な取り組み内容】

### ①入職促進に向けた取り組み

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施

### ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
- ・エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入

### ③両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

#### ④腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の身体負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

#### ⑤生産性向上のための業務改善の取り組み

- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ・5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

#### ⑥やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

上記の取り組みをはじめとして、介護職員の処遇改善や働き方の改善に向けて継続的な取り組みを実施してまいります。